ご協力くだ

さい

اق رق

3/15火まで

個人事業者の消費税・ 地方消費税

3/31 木まで

所得税などの国税は税務署に 市・県民税は市税事務所・税務室に 申告書を提出してください

### 所得税の確定申告をした人は、原則として 市・県民税の申告は必要ありません

所得税は昨年の所得に課税され、市・県民 税は昨年の所得を基に翌年度課税されま す。このたびの確定申告は、令和3年中の所 得に対する所得税などの金額を確定させる もので、市・県民税は、この所得を基に令和4 年度の税額を決定します。

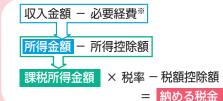
確定した税金を納める期限は、所得税は3 月15日火です。市・県民税は、次の①~③のい ずれか、または複数の方法で納めることにな ります。

# ①普通徴収(事業所得のある人など)

- 税額を6月、8月、10月、12月の4回に分け て、納付書か口座振替で納付。
- ②給与からの特別徴収(給与所得のある人) 税額を6月~翌年5月の12回に分けて、給 与支払者が給与から差し引いて納付。
- ③年金からの特別徴収(令和4年4月1日に おいて65歳以上で年金所得のある人) 税額を4月~翌年2月の偶数月(6回)に、年 金支払者が年金から差し引いて納付。

災害で被害を受けたり、納めることが難し くなったりした場合は、状況に応じて減免や 猶予の制度があります。詳しくは、市税事務所 市民税係・税務室へお問い合わせください。

### 所得税や市・県民税の計算方法



※必要経費の額は、個人の事情によって異なりま すが、給与収入と公的年金等の収入については、そ れぞれ「給与所得控除額」と「公的年金等控除額」と して、収入に応じてあらかじめ決められています

#### ■税理士による確定申告無料相談会

囫●年金受給者 ●医療費控除などを受ける人 ●年の中途で退職し年末調整の済んでいない人 ●災害により住宅などに被害を受けた人

日時 会場 エディオンアルパーク南店駐 2/2(水)、3(木) 車場1階 ふれあい広場アジ 受付9:30から 型 19:30/16 相談10:00~16:00 トA・G・T (西区商エセンター 二丁目 5-1)

# 前予約制(抽選) せん

2/5年、6日 ※往 中国税理士会館4階(中区袋 復はがきによる事 町4-15) ※駐車場はありま

いずれの会場も、新型コロナウイルス感染 症の拡大防止のため、規模を縮小して開催し ます。詳しい内容や他の地域の無料相談会は 中国税理士会HPで。 中国税理士会 検索 問中国税理士会(☎247-7439、☎242-2602) 所得税 市・県民税 贈与税

# 税の申告は3月15日必までに

## 控除にはどんなもの があるの?

# ?

# | 所得税などの申告が必要な人

不要な人ってどんな人?

申告が必要な人、

所得税・復興特別所得税では 昨年中の所得の合 計額が所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除はと)の合 計額を超える人が対象です。

●事業所得がある人 ●不動産所得がある人 ●土地 や建物などの譲渡所得がある人 など

#### ・サラリーマンで、

①給与の収入金額が2000万円を超える人

②給与を1カ所から受け、その給与の全部が源泉徴収の対 象となる場合に、給与所得か退職所得以外の所得の合計 額が20万円を超える人

③給与を2カ所以上から受け、その給与の全部が源泉徴 収の対象となる場合に、年末調整されなかった給与の収 入金額と、給与所得か退職所得以外の所得との合計額が 20万円を超える人 など

#### ・年金受給者で、

公的年金等の雑所得の金額から所得控除を引くと、残額

- ※公的年金受給者で、次の全てに該当する場合は申告を する必要はありません
- ①公的年金等(その全部が源泉徴収の対象となる場合に 限ります)の収入金額が400万円以下
- ②公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下

●昨年中に個人から贈与を受けた財産 の価額が、合計して110万円を超える人 など

消費税・地方消費税では
●令和元年分の課税売上 高が1000万円を超える個人事業者(課税事業者届出書を 提出していない事業者は、速やかにご提出を) など

# ■市・県民税の申告が必要な人、不要な人

必要な人 ○令和4年1月1日現在、市内に住んでいて、 昨年中に所得があった人(下記「不要な人」を除く)

・サラリーマンで、1カ所からの給与所得以外の所得が20 万円以下の人

- ・年金受給者で、公的年金等の収入金額が400万円以下で、 公的年金等の雑所得以外の所得の合計が20万円以下の人 ●令和4年1月1日現在、区内に店舗や家があって、その区 内に住んでいない人
- ●住民税が特別徴収された上場株式の配当所得等につい て、所得税と異なる課税方式を選択する人(令和4年度の 市・県民税の納税通知書が送達される時までに申告が必 要。ただし5分下に該当する人は申告は不要です)

不要な人 ①所得税の確定申告をした人

②昨年中の収入が給与収入のみで、勤務先から「給与支払 報告書」が提出されている人\*

③昨年中の収入が公的年金等の収入のみの人\*\*

④市・県民税が非課税になる人(障害者、未成年者、寡婦、ひ とり親などで昨年の合計所得金額が135万円以下の人など) ※②③に該当する人でも、源泉徴収票に記載のない控除を 受ける場合は、所得税か市・県民税の申告が必要

**ご注意を!** 所得金額、所得控除の内容によっては掲載内 容と異なる場合があります。詳しくは所轄の税務署、市税事 務所市民税係・税務室(5分右表)へお問い合わせください。 ※医療費控除、社会保険料控除などを受け、所得税の還付 を受ける人は、掲載内容にかかわらず確定申告を

# ■所得税、市・県民税の控除の例

# ●介護保険料、②後期高齢者医療保険料、 | 8国民健康保険料

昨年中に納めた①~③の保険料は、社会保険料控除 の対象となります(延滞金は対象外)。金額は次の書 類などで確認できます。納付額が不明な場合は、区福 祉課か区保険年金課にお問い合わせを。

- A 年金から天引きされた保険料 日本年金機構などが1 月に送付する「公的年金等の源泉徴収票」
- B 納付書で納めた保険料 領収証書(領収日が令和3 年1月1日から12月31日までの額の合計)
- C 口座振替で納めた保険料 市が昨年12月下旬に送 付した「□座振替納付済通知書」(□座振替申し込み時 に送付を希望した人のみ)
- ※BとCの保険料について社会保険料控除を受ける場 合は、確定申告などが必要です。また、申告の際に、A の保険料があるときは、併せて申告してください ※確定申告などの際、上記書類の添付は必要ありません

## 【❷介護保険サービスの利用者負担

介護保険のサービスを利用したときにかかった自 己負担額は、医療費控除の対象となることがあります。

- ・居宅サービスに係る医療費控除(要支援者へのサー ビスを含む) 利用者負担のうち、訪問看護や訪問・通 所リハビリテーションなどの医療系サービス費用の1割 ~3割負担部分が控除対象になります。医療系サービス と併せて、訪問介護などのサービスを利用した場合は、そ れらも控除対象になります。なお、一部、認知症高齢者グ ループホームなど、対象にならないサービスもあります
- 施設サービスに係る医療費控除 利用者負担のうち、 サービス費用の1割~3割負担部分と食費・居住費が 施設の種類に応じ、2分の1か全額が控除対象になり ます

国税庁 医療費控除 介護



## 日その他の控除対象

・寝たきりや認知症などの65歳以上の人

障害の程度が身体障害者か知的障害者に準ずると して、区福祉課から認定を受けた場合、障害者控除の 対象になります。

・寝たきりの高齢者などのおむつ代

医師からおむつ使用証明書の発行を受けた場合、 確定甲音を行っことで医療費控除を受けることがで きます。(介護保険の認定を受けた人で、一定の要件を 満たした人が2年目以降の確定申告を行う場合、医師 の使用証明書に代えて区福祉課で発行する証明書で も代用できます)

問1245は <u>区 1・4 ☎ 2・5 ☎ 3 ☎</u> 中 504-2478 504-2570 504-2555 ③は区保険年 東 568-7732 568-7730 568-7711 金課(四は6分 南 250-4138 250-4107 250-8941 西 294-6585 294-6218 532-0933 安佐南 | 831-4943 | 831-4941 | 831-4929 安佐北 819-0621 819-0585 819-3909 安芸 821-2823 821-2808 821-4910 佐伯 943-9730 943-9729 943-9712

# 申告書の作成ってどうするの?



?

マイナンバー

カード

ID・パスワード方式

税務署で対面による本人

を事前に取得

確認を行い、必要書類を

提出して、ID・パスワード

パソコン版の トップ画面です

特定配当等・特

定株式等譲渡所

得の全部の申告

 $\circ$ 

不要

# ■申告書の入手方法と必要な書類

●所得税の確定申告書 → 国税庁ホームページ、税務署はど

市・県民税の申告書 → 市ホームページ、市税事務所市民税係・税務室

申告の際に必要な書類は、個人の事情によって異なります。詳しくはそれぞれ のホームページや所轄の税務署、市税事務所・税務室にご確認を。

また、申告書にはマイナンバーの記載が必要です。①マイナンバーカードか、 ②通知カード\*などマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類(運転免許 証や国民健康保険証など)の提示か写しの添付が必要です。 ※通知カードは、氏 名・住所などの記載事項が住民票と一致している場合に限ります

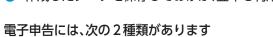
# 申告書の作成は国税庁ホームページで

パソコンやスマートフォンで確定申告書を作成し、e-Taxで送信すれば、自宅など で申告手続きが完了します(電子申告)。また、印刷して郵送でも提出が可能です。 電子申告3つのメリット

- ① いつでも利用可能(確定申告期間中は24時間可能)
- 2 所得金額などを自動計算

マイナンバーカード方式

3 作成したデータを保存しておけば、翌年も利用可能



# ●次の2つを事前に準備

①マイナンバーカード

② IC カードリーダライタかマイナンバーカード 読み取り対応のスマートフォン

# 電子申告の方法(e-Tax)

国税庁ホームページへアクセス

確定申告





確定申告書を作成

ステップ 3 確定申告書を送信

# 申告の相談や提出はどこでできるの?

ました。申告・相談窓口などを紹介します。

市民税課(☎504-2263、四504-2129)

コロナ禍での注意点

で協力を!新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自宅から申告で きるe-Taxの利用(左記)や、郵送による申告書の提出をお願いします。また、 来場の際は、マスクの着用や手指の消毒、検温の実施にご協力ください。37.5 度以上の発熱がある場合などは、入場をお断りさせていただきます。

今年も所得税の確定申告、市・県民税の申告などの時期になり

・固所得税については所轄の税務署(問い合わせ先下表)、市・県民

税については市税事務所市民税係・税務室(問い合わせ先下表)か

## 申告の相談・申告書の提出先

#### 所得税、贈与税、消費税・地方消費税は所轄の税務署へ

#### ●広島東・南・西・北、廿日市、海田税務署の合同申告会場

混雑緩和のため、会場内への入場には、入場 できる時間帯を記載した「入場整理券」が必要 です。入場整理券は当日会場で配布しますが、 LINE (ライン) によるオンライン事前発行も可 能です。配布状況に応じて、後日の来場をお願 いする場合があります。

■2月16日(水)~3月15日(火)

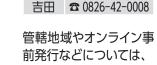
【受付】午前8時半~午後4時

【相談】午前9時~午後5時(入場整理券(当日配 布分)の枚数には限りがあります)

圆「NTTクレドホール | 基町クレド (パセーラ11

※廿日市、海田税務署を除き、税務署内に申告 会場は設けていません

市・県民税は市税事務所市民税係・税務室へ



国税庁

検索

広島東 ☎ 227-1155

広島南 253-3281

広島北 ☎ 814-2111

広島西 ☎234-3110

海田 ☎ 823-2131

廿日市 20829-32-1217

固税務署

●申告相談 申告相談は、各区役所や公民館などで行います。場所や日時など、 詳しくは2月1日号の「ひろしま市民と市政」の各区版で

# ●申告書の提出先 市税事務所市民税係・税務室

週市税事務所市民税係・税務室(囮は6掌左)							
	市税事務所	担当区	係	電話番号		税務室	電話番号
	<b>中央</b> (中区役所内)	中区	第一市民税係	504-2564		南 (南区役所内)	250-8946
		南区	第二市民税係	504-2751			
	東部 (東区役所内)	東区	市民税係	568-7719		安芸 (安芸区役所内)	821-4913
		安芸区					
	<b>西部</b> (西区役所内)	西区	第一市民税係	532-0942		<b>佐伯</b> (佐伯区役所内)	943-9716
		佐伯区	第二市民税係	532-1012			
	北部 (安佐南区役所内)	安佐南区	第一市民税係	831-4935		安佐北 (安佐北区役所内)	819-3913
		安佐北区	第二市民税係	831-5016			

★いずれの会場も、土・日曜日、祝・休日は申告の相談などを行いません。ただし、 NTTクレドホールでは2月20日(日)、27日(日)に、広島東・南・西・北税務署管内の人に 限り申告の相談と受け付けを行います

# 確定申告書作成の際には「住民税に関する事項」の記入を忘れずに

#### ●上場株式等の配当所得等の全部について市・県民税で申告不要とする場合

所得税の確定申告で申告した昨年中の配当所得と株 ▼見本(確定申告 式等譲渡所得が、住民税が特別徴収された上場株式等書 B様式の場合) の配当所得等か源泉徴収口座における株式等譲渡所得 のみで、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申 告不要」欄に○を記入した場合は、市・県民税の申告は 不要です。

(注) 市・県民税において、配当所得と株式等に係る譲渡所得等のうち一部でも 申告するものがある場合には、○を記入することはできません。また、この欄に ○を記入して市・県民税の申告書を提出しない場合には、市・県民税において上 場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用ができません

## ●都道府県や市区町村などに寄付をした場合

②共同募金会か日本赤十字支部 ※2 ※3 ③都道府県が条例で指定している団体 ※3 ④市区町村が条例で指定している団体 ※3

▼見本(確定申告書 B様式の場合) ①都道府県・市区町村(ふるさと納税など) ※1 ※2 都道府県、 共同募金、都道府県 市区町村 市区町村へ | 日赤その | 条例指定 | 条例指定 の寄附(特|他の寄附|寄附 |寄附 2 | 3 | 4 | 1

- ※1 災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会などの募金団体に寄付した ものなど、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会に拠出されるものは、
- 市区町村への寄付金(特例控除対象以外)は、②の欄に記入してください
- ※3 令和4年1月1日現在の住所地のものに限ります

①の欄に記入してください ※2 令和元年6月1日以降のふるさと納税に係る総務大臣の指定がない都道府県・